

宮田村公共施設使用料一覽

(平成29年4月1日施行)

		村内・登録団体	村外
村民会館			
大ホール	使用料	3,000	3,000
	音響反射板	1,000	1,000
	照明設備A	1,000	1,000
	照明設備B	1,700	1,700
	照明設備C	2,300	2,300
	照明設備D	3,300	3,300
	卓入力1～3	330	330
	卓入力4以上	760	760
	ピアノ	1,000	1,000
	プロジェクター	300	300
	冷暖房	2,000	2,000
	C 練習室	使用料	300
ピアノ		200	200
冷暖房		300	300
B 創作室	使用料	200	400
	冷暖房	200	200
B 学習室	使用料	200	400
	冷暖房	200	200
	ピアノ	200	200
	冷暖房	200	200
C 調理室	使用料	300	600
	冷暖房	200	200
C 視聴覚室	使用料	300	600
	冷暖房	300	300
B 第1研修室	使用料	200	400
B 第2研修室	使用料	200	400
C 第3研修室	使用料	300	600
B 第4研修室	使用料	200	400
B 第5研修室	使用料	200	400
A 第6研修室	使用料	150	300
A 第7研修室	使用料	150	300
研修室	冷暖房	200	200
付帯設備	プロジェクター	300	300
エントランスホール・ホワイエ	使用料	200	400
電気機器持込(1器当たり)		30	30

文化施設関係使用料区分	村内・登録団体	村外
A 第6、7研修室	150	300
B 学習室、創作室、第1、2、4、5研修室、文化会館多目的ホール以外	200	400
C 練習室、調理室、視聴覚室、第3研修室	300	600
D 文化会館多目的ホール	500	1,000

体育施設関係使用料区分	村内・登録団体	村外
a 体育館関係	700	1,700
b グラウンド、球場、屋内運動場、校庭	500	1,000

		村内・登録団体	村外
体育施設			
a 体育センター	使用料	700	1,700
	照明料	400	400
a 農業者トレーニングセンター	使用料	700	1,700
	照明料	400	400
武道館	使用料	300	800
b 屋内運動場	使用料	500	1,000
	照明料	400	400
b 宮田球場	使用料	500	1,000
	照明料(100%)	2,200	3,400
	照明料(50%)	1,600	2,500
	放送器具	1,000	1,000
	スコアボード	1,000	1,000
b 中央グラウンド	使用料	500	1,000
	照明料	900	900
b つつじが丘グラウンド	使用料	500	1,000
	照明料	200	200
テニスコート(1面)	使用料	200	400
テニスコート(1区画)	照明料	200	200
マレットゴルフ場(大人)	使用料	200	200
マレットゴルフ場(小人)	使用料	100	100
マレットゴルフ場(年間登録)	使用料	3,000	3,000
マレットゴルフ場(用具)	貸出料	200	200

		村内・登録団体	村外
文化会館			
B 視聴覚室	使用料	200	400
	和室	200	400
D 多目的ホール	使用料	500	1,000
	音響設備	200	200
B 調理室	使用料	200	400
	暖房料	300	300

		村内・登録団体	村外
小学校			
a 体育館	使用料	700	1,700
	照明料	400	400
b 校庭	使用料	500	1,000
中学校			
a 体育館	使用料	700	1,700
	照明料	400	400
b 校庭	使用料	500	1,000

注) 村民会館大ホールを営利又は営業のために使用する場合はこの表に定める額の100分の160に相当する額とする
 大ホール以外の村民会館各部屋を営利又は営業のために使用する場合は村外の額の100分の400に相当する額とする
 体育施設(体育館、グラウンド、球場)の半面使用の場合は、この表に定める額の2分の1とする